

重要事項説明書(特別高圧・高圧)

この書面は、電気事業法第2条の13に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務に基づき、特別高圧または高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明するものです(お客さまは、当社が、本重要事項説明書のほか、契約締結後にお送りする書面、契約内容の変更に伴う通知その他各種ご案内を、電子メール、マイページへの掲載その他の電磁的方法によりお知らせすることをご承諾いただきます。)。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続きに進んでいただきますようお願い致します。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、当社電力需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

1. お申込み・契約成立・供給開始

- (1) お申込みは、当社の電力需給約款に記載された供給条件を契約内容とすることを同意の上、当社所定の様式により、書面またはインターネットを通じてさせていただきます。
- (2) 電力需給契約は、お客さまのお申込みを当社が承諾し、当社への切り替え手続きが完了したときに成立いたします。具体的なお契約成立日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、当該日といたします。
- (3) 供給開始日は、お客さまと協議の上、個別に定めの日といたします。
- (4) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (5) 当社は、本重要事項説明書のほか、電力需給約款、切り替え手続き完了時にお送りする書面、各種ご案内等(これらの変更も含まれます。))は、書面の交付(郵送)に代え、ホームページ、メール等の電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。また、本重要事項説明書のほか、電力需給約款、切り替え手続き完了時にお送りする書面、各種ご案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。

2. 電力需給契約の契約期間・更新

- (1) 契約期間は、最低1年間とし、お客さまと当社の間で合意する電力需給契約において個別に定めます。供給開始日から起算して1年後の日が含まれる算定期間(7(2)をご覧ください。1ヶ月の料金の算定対象期間をいいます。)の満了より前に、解約により契約を終了させる場合または契約電力を減少させる場合には、違約金が発生しますので、ご注意ください。
- (2) お客さまと当社との電力需給契約は、契約期間満了日の3ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない限り、契約期間満了後も、1年ごとに、満了時点の条件と同一条件で自動更新されるものといたします。

3. 契約電力

- (1) 特別高圧または500kW以上の高圧で供給する場合、契約電力は、お客さまと当社との個別の協議によって

定めます(これを「協議制」といいます。)

- (2) 500kW未満の高圧で供給する場合、その1ヶ月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を契約電力といたします(これを「実量制」といいます。)

4. 供給電圧および周波数

- (1) 特別高圧のご契約の場合
供給電圧は原則として20,000ボルト以上です。周波数は、お客さまのエリアの一般送配電事業者の託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 高圧は、原則として供給電圧6,000ボルトです。周波数は、お客さまのエリアの一般送配電事業者の託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

5. 電気料金

- (1) 電気料金は、算定期間ごとに、①基本料金、②電力量料金、③燃料費調整額および④再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、当社とお客さまとの間で個別に合意した料金単価を適用するものといたします。
- (2) お客さまの供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給のため必要がある場合には、別途、予備電力または特別高圧予備電力の供給契約をご締結いただくことがあります。
- (3) お客さまが、当社の供給する電気と自家発電設備による電気を合わせて使用される場合において、当該自家発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給のため、自家発電補給電力の供給契約を締結いただくことがあります。
- (4) 協議制のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、基本料金単価に当該超過分を乗じた値の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお支払いいただきます。

6. 工事費等の負担

- (1) お客さまの供給開始または契約電力の増加その他の電力需給契約の変更(変更の撤回も含まれます。)に伴って、一般送配電事業者から負担を求められる工事の工事費負担金その他の費用及びその支払いに必要な費用(一般送配電事業者からの求めに応じて当社が行った工事等の費用を含みます。)が生じる場合、当社これら設備の設置または変更の工事についての工事費負担金その他の費用について、工事着手前に申し受けます。
- (2) 計量器の設置に伴う費用負担については、原則として一般送配電事業者において費用負担の上で設置するものですが、お客さまのご希望により、これを超えた設備の設置を行う場合には、当社はそのための費用を負担せず、お客さまにご負担いただきます。

7. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、原則として一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量いたします。
- (2) 料金の算定期間は、原則として毎月の検針日から翌月の検針日の前日までの間の1ヶ月間といたします。ただし、算定期間が1ヶ月に満たない場合、電気の供給開始、電力需給契約の解約や契約電力等の変更があった場合などには、電力需給約款に基づき日割計算をすることがあります。

8. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については、原則として、当社が提供するインターネット上のマイページにおいて通知いたします。紙での請求書の発行は原則行っておりません。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、紙での請求書の発行を行うことがあります。マイページを閲覧するための情報は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にて通知いたします。
 - (2) 毎月の電気料金については、算定期間の最終日の翌月27日に、当社が指定した金融機関の口座に、自動振替または口座振込のうちから予め合意した方法により、お支払いいただくものといたします(口座振込の場合、振込手数料はお客さまのご負担となります。)。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、さらに翌月のご請求となる場合や、2 か月分の電気料金がまとめて請求されることがあります。
 - (3) 工事費等については、その都度、当社が指定した金融機関の口座に、口座振替または振込のうちから予め合意した方法により、お支払いいただくものといたします。
 - (4) お客さまが、支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息(年10パーセントの割合。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額及びこれに対する消費税相当額を除いて算定します。)を申し受けます。
- 9. お客さまのご協力**
- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施:当社または一般送配電事業者は、以下の場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - (a) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
 - (b) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、開閉器その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
 - (c) 計量値の確認
 - (d) 供給の終了または停止のための措置
 - (e) その他電力需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務または保安上必要な業務
 - (2) 保安に対するお客さまの協力:一般送配電事業者の電気工作物の異常や一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼす恐れを発見した場合には、当社または一般送配電事業者に通知していただきます。
 - (3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止:一般送配電事業者もしくはお客さまの電気工作物の故障もしくはそのおそれがある場合、一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事の関係上やむを得ない場合、非常変災の場合、保安上の必要がある場合、一般送配電事業者の託送供給等約款その他の規定に定めるその他の場合には、電気の供給中止または使用の制限もしくは中止の措置が取られることがあります(電力需給約款 36 条)。
 - (4) 計量器、付属装置、区分装置の取付け:計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- 10. 契約の変更・解除・解約**
- (1) お客さまが電力需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によってお申込みをさせていただきます。電力需給契約の変更に関するお問合せ・お申込みは、14 に記載の当社の窓口にて受け付けております。お客さまは、料金基準の変更を伴う契約変更をされた場合、新料金適用日から起算して 1 年後の日が含まれる算定期間の満了より前に、解約により契約を終了させると違約金が発生します。また、新規契約による供給開始日または契約電力を増加させる旨の契約変更による新料金基準適用開始日から起算して 1 年後の日が含まれる算定期間の満了より前に、契約電力を減少させた場合も違約金が発生しますので、ご注意ください。
 - (2) 当社は、料金基準の改定が必要となる場合(消費税・地方消費税の変更に伴う改定は除きます。)は、お客さまにその旨ご連絡いたします。お客さまは、新たな料金基準を承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の30 日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで、違約金のご負担なく、電力需給契約を解約することができます。
 - (3) お客さまは、電力需給契約の終了を希望される場合、終了希望日の 3 ヶ月前までに書面により解約申入れを行っていただきます。解約による電力需給契約の終了は、検針日の前日(算定期間の満了日)に限られ、これより前の日を終了希望日としても、終了希望日以降最初に到来する検針日の前日に契約終了となります。
 - (4) 当社は、お客さまが当社に対する債務の弁済を遅延した場合、お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険などを理由として供給停止に至った後もこれが解消されない場合、お客さまについて一定の事由(仮差押や租税滞納処分がされた場合、お客さまが支払停止状態となった場合、お客さまが営業の全部もしくは重要な一部を譲渡したり、資本の大幅な減少、営業の廃止または解散の決議をしたりされた場合、お客さまがその主たる営業について営業停止処分などを受けられた場合など)には、電力需給契約の解除をすることがあります(電力需給約款 44 条)。お客さまは、これらの理由が生じた場合には、当社に通知いただきます。なお、これにより当社が解除する場合には、解除の 15 日前までにお客さまに通知いたします。このほか、お客さまが、反暴力団等社会的勢力に該当しないことなどの表明保証ないし確約に違反した場合には、当社は、電力需給契約を直ちに解除できるものといたします。
 - (5) 一般送配電事業者からの求めがあった場合など電力需給契約がお客さまの実際の電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくことがあります。
 - (6) 契約の終了または変更に伴い、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づいて工事費負担金その他の費用の精算を求められる場合には、当社はお客さまから同金額およびその支払いに要する費用を申し受けます。
- 11. 違約金等**
- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、当社に対し、その免れた金額(不正に使用した期間が確認できないときは、当社が合理的に決定した期間により算定いたします。)の3倍に相当する違約金を支払うものといたします。

す。当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。

(2) 違約金発生期間内の解約

(a) お客さまが、供給開始日から起算して1年後の日が属する算定期間の満了日より前に、電力需給契約を解約した場合、当社は、契約終了日までの間の料金のほか、違約金を申し受けます。当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。

(b) 契約種別の変更、契約電力の変更その他の料金基準の変更が発生する契約内容の変更がされ、新たな料金基準の適用開始日から1年後の日が属する算定期間の満了日より前に、電力需給契約を解約した場合も上記(a)と同様です。

(c) 違約金の額は、契約終了日翌日から前記各算定期間満了日までの期間分の平均料金の30%分です。平均料金は、お客さまが解約の申入れをされた日の属する算定期間およびその直前の11か月の間の電力使用量を基に、解約申入れ時点で適用を受けていた料金基準(ただし、契約の変更について当社の承諾を得ていた場合は当該変更後の料金基準)により算定した1月当たりの平均の料金額です(再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額を除きます)。

(3) 違約金発生期間内の契約電力の減少

(a) お客さまが、供給開始日から起算して1年後の日が属する算定期間の満了日より前に、契約電力を減少させる変更をする場合、当社は、料金のほか、違約金を申し受けます。当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。

(b) お客さまが、契約電力を増加させる契約の変更をされた後、新たな料金基準の適用開始日から1年後の日が属する算定期間の満了日より前に、契約電力を減少させる変更をする場合も上記(a)と同様です。

(c) 違約金の額は、契約終了日翌日から前記各算定期間満了日までの期間分の平均料金の30%分に、更に、解約申入れ時点で適用を受けていた契約電力(ただし、契約電力の変更について当社の承諾を得ていた場合は当該変更後の契約電力)に対する当該減少分の割合を乗じた金額とします。平均料金の算定方法は上記(2)(c)のとおりです。

(4) 3ヶ月以上前の申入れを欠いた解約

(a) お客さまが、前記10(3)に従わず、終了希望日の3ヶ月前までに解約の申入れをされなかった場合には、当社は、契約終了日までの間の料金のほか、違約金を申し受けます。当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。

(b) 違約金の額は、契約終了日翌日から解約申入れの3ヶ月後の日の属する算定期間の満了までの期間分の平均料金(再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額を除きます)の30%分です。平均料金の算出方法は上記(2)(c)のとおりです。

(5) 一般送配電事業者に対して支払う必要のある工事費その他の費用については、電力需給契約が終了した場合であっても、お客さまにご負担いただきます。当社は、当該費用および一般送配電事業者に対する支払いのための手数料に相当する金額を申し受けます。

(6) お客さまが電力供給の申込み後、供給開始前に申込み

の撤回ないし契約の終了を希望する場合において、当社がお客さまのお申込みにより、お客さまへの電気の供給を開始するために必要な費用を負担することとなったときは、当該費用を申し受けます。当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。

(7) お客さまが故意または過失によって、その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

12. 実質 CO2 排出量ゼロの電気の供給

(1) 当社は、お客さまと別に合意した場合には、FIT 電気の調達及び卸電力取引所からの調達による電気を供給いたします。(なお、FIT 電気を調達する費用の一部は、国の法律に基づく FIT 制度により、広く電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。また、卸電力取引所から調達される電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、FIT 電気以外の再生可能エネルギー電気などが含まれます。)

(2) 当社は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用して調整することにより、実質的に、当社が供給する電気について、二酸化炭素排出量ゼロの再生可能エネルギー電気による供給に努めます(実質的な再生可能エネルギー電気の比率については、お客さまと合意した場合において別に定めます)。ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書の調達状況によっては、環境特性に関する目標値が達成されない場合があります。また、非化石証書に関する制度が将来変更された場合には、改めて誠実に協議するものとします。

13. その他

(1) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電力需給約款および電気料金種別定義書によるものといたします。

(3) 当社は、本重要事項説明書、および電力需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめ実施期日を明らかにしてお知らせいたします。なお、実施期日以降の本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。

14. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称:株式会社 afterFIT(登録番号:A0720)

住所:東京都港区芝大門二丁目4番6号豊国ビル

メールアドレス:shirokumapower@afterfit.co.jp

ホームページ:https://shirokumapower.com/